

## 令和5年度当初予算(案)の主な取組について

令和5年度当初予算(案)の主な新規・拡充・推進事業を報告する。

No.	項目	事業説明
1	文化、芸術体験の充実【推進】	小・中学生の豊かな感性、想像力、人間性などを育むため、様々な文化、芸術体験の機会を確保する。
2	中野区子どもの権利に関する条例の推進【拡充】	子ども相談室について、面談室の什器を整備するとともに、相談室の愛称やキャラクターを募集するなど、相談しやすい雰囲気づくりを進める。また、啓発物品を活用して子ども相談室の周知を図るなど、子どもの権利の普及啓発を実施する。
3	子どもの貧困対策の推進【拡充】	学習支援事業や子ども食堂への支援の拡充を図るとともに、生活に困窮する子育て家庭に必要な支援につなげるための体制の充実を図る。また、東京都立大学が実施する「令和4年度子どもの生活実態調査」の詳細分析を行う。
4	里親支援の拡充(里親訪問等支援)【拡充】	里親支援について、家事援助や相互支援制度などの養育支援を拡充することにより、里親の登録数の拡大及び委託促進を図る。
5	一時保護中及び里親家庭で生活する子どもの権利擁護推進【拡充】	一時保護中及び里親家庭で生活する子どもを対象に、第三者が子どもの声を聴取し、児童相談所が行う処遇等に関し子どもの声を尊重するしくみをつくる。
6	ひがしなかの幼稚園の第2園庭の整備【新規】	中野東中学校跡地の一部について、ひがしなかの幼稚園の第2園庭として整備し、教育環境の充実を図る。
7	教育相談体制の充実【拡充】	増加し続けている不登校傾向の児童・生徒やヤングケアラーなどに対してきめ細かな支援を充実させるため、スクールソーシャルワーカーの体制を強化する。また、スクールロイヤーを配置し、学校への法律的支援を行う。
8	子育て支援ハンドブック「おひるね」の発行【拡充】	お母さんの妊娠・出産期からお子さんの中学校卒業までの期間の中野区の子育て支援サービス情報を掲載した子育て支援ハンドブック「おひるね」の内容を更新して発行する。
9	保育所等の空き定員を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業【新規】	保育所や幼稚園を利用していない未就園児に対し、保育所等の空き定員を活用した定期的な保育をモデル事業として実施し、空き定員の活用方法及び保育所の安定運営に対する効果や課題の検証を行う。
10	小規模保育施設等における防災対策の推進【新規】	認可保育施設等のうち、総合的な防災対策の取組を行う施設に対して区加算を支給する。
11	障害児の受け入れに対する加算【新規】	認可保育施設(保育所、認定こども園)のうち、障害児の保育時間について標準の保育時間(11時間)に延長して障害児を受け入れている園に対する扶助費を加算する。
12	私立幼稚園等預かり保育推進補助金【拡充】	私立幼稚園等で実施している教育時間前後や長期休業期間中の預かり保育について、現在の交付要件を見直し保育の時間や日数を増やした園に対する補助を増額することにより、各園の預かり保育の充実への取り組みを推進する。
13	民間保育施設の新規開設支援【拡充】	民間保育事業者が行う認可保育所の施設整備等に対して補助するとともに、認可外保育施設の認可化及び指導監督基準への適合に向けた支援を行う。

14	高校生等(18歳以下)医療費助成事業【新規】	高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、子育ての支援に資することを目的として、高校生等の養育者に対し、高校生等に係る医療費助成を令和5年4月から実施する。
15	ひとり親家庭支援【新規】	ひとり親家庭(離婚成立前の実質ひとり親家庭を含む)に対し、日常生活や地域の中で孤立することを防ぐため等の情報発信の強化、相談しやすい環境づくり、関係機関との連携強化や養育費確保に向けた支援を行う。また、離婚調停中で実質ひとり親家庭となった家庭に対し、金銭給付を行う。
16	子育て家庭ホームヘルプサービス事業【推進】	令和4年度より子育てホームヘルプサービス事業として、児童がけがや病気をしたが保護者が勤務等で介護が出来ない場合にホームヘルパーの派遣を依頼できる事業を二人親にも拡充して実施しており、令和5年度も継続して実施する。
17	妊娠から子育てにかかる切れ目ない相談支援体制の充実【拡充】	妊産期・子育て期の相談支援、サポート事業を拡充するとともに、多胎児家庭支援の強化を図る。また、産後ケアを行う施設の拡充を図る。
18	地域子ども施設等の機能拡充等【拡充】	○キッズ・プラザ未整備校において、放課後に児童が小学校内で帰宅せず利用できる居場所・遊び場を整備するため、児童館が実施している学校・地域連携事業を拡充する。 ○老朽化が著しい児童館施設の改修と設備の更新を行う。学童クラブが移転した児童館から順次実施する。 ○区立保育園、児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ、ふれあいの家利用者の安全・安心と快適な環境の確保のため、施設改修工事を実施する。また、キッズプラザ新規開設の準備を進める。 ○常設プレーパークの設置に向けた検討を行う。
19	児童館の機能拡充等【拡充】	ふれあいの家の開館日を拡充するとともに、一部の児童館・ふれあいの家で行っている日曜日乳幼児親子開放事業の実施施設を拡充する。また、放課後の多様な過ごし方について情報提供を進めるとともに、学童クラブ待機児童対策を拡充する。
20	若者育成支援事業【推進】	試行実施としていた大学生・社会人支援事業を本格実施する等事業の推進を図る。また、中高生年代向け施設のあり方の検討を進める。
21	ヤングケアラー支援【新規】	ヤングケアラーの支援体制を強化するため、実態調査や支援に携わる関係者への研修、当事者同士が交流できるオンラインサロンの設置、支援機関の橋渡し役となるコーディネーターの配置等を行う。
22	ひきこもり支援事業【拡充】	現在のひきこもり支援事業の内容を拡充し、新たにひきこもり相談会及びサポーター養成事業を実施するほか、専門相談窓口での対応、啓発活動や参加支援を継続して進める。
23	医療的ケア児等支援の連携体制の拡充【新規】	重症心身障害児や医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関による協議の場を設置する。併せて、医療的ケア児コーディネーター等の関係機関が有機的に連携し、区内の社会資源や相談援助技術を共有するための場の確保を行う。
24	中央図書館児童コーナー等環境改善事業【新規】	子ども読書活動を推進するために、低年齢の子どもたちに魅力のある児童コーナー等を整備する。
25	通学路児童見守り業務【拡充】	まちづくりの進展による通学環境の変容とそれに伴う通学児童の登下校時の安全対策を推進するために、通学路児童見守り交通安全指導員の配置時間を増やす。